

大和市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第50号

大和市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

大和市危険物の規制に関する規則（昭和46年大和市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（第1号様式）」を削り、同条第4項中「危険物仮貯蔵所（仮取扱）不承認通知書（第2号様式）」を「危険物仮貯蔵（仮取扱）不承認通知書」に改める。

第3条中「（第3号様式）」を削る。

第5条第1項中「軽微な変更、規制外の変更工事資料提出書（第4号様式）」を「軽微な変更・規制外の変更工事資料提出書」に改め、同条第2項中「（第5号様式）」を削る。

第6条第1項中「（第6号様式）」を削り、同条第2項中「（第7号様式）」を削る。

第8条第1項中「（第8号様式）」を削る。

第10条第1項中「（第9号様式）」を削り、同条第3項中「（第10号様式）」を削る。

第12条第1項中「（第11号様式）」を削る。

第13条の見出し中「工事施行」を「工事施工」に改め、同条中「製造所等工事施行届出書（第12号様式）」を「製造所等工事施工届出書」に改める。

第16条中「（第13号様式）」を削る。

第17条中「（第14号様式）」を削る。

第18条第2項中「（第15号様式）」を削る。

第20条第1項中「（第16号様式）」を削り、同条に次の1項を加える。

4 許可書等を亡失してその再交付を受けた者が亡失した許可書等を発見した場合は、速やかに発見した許可書等を市長に提出しなければならない。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

（公示の方法）

第22条 府令第7条の5の規定により市長が定める方法は、大和市公告式条例（昭和31年大和町条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法とする。

（様式）

第23条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第23条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	危険物仮貯蔵（仮取扱）申請書	第2条
第2号様式	危険物仮貯蔵（仮取扱）不承認通知書	第2条
第3号様式	製造所等設置（変更）許可書	第3条、第4条及び第6条
第4号様式	軽微な変更・規制外の変更工事資料提出書	第5条
第5号様式	火気使用工事届出書	第5条
第6号様式	製造所等設置（変更）不許可通知書	第6条
第7号様式	不適合通知書	第6条
第8号様式	関係者の住所等変更届出書	第8条
第9号様式	命令書	第10条、第15条、第18条 及び第19条
第10号様式	製造所等の許可取消通知書	第10条
第11号様式	製造所等使用休止（再開）届出書	第12条
第12号様式	製造所等工事施工届出書	第13条
第13号様式	予防規程（変更）認可書	第16条
第14号様式	製造所等災害発生届出書	第17条
第15号様式	危険物等収去書	第18条
第16号様式	許可書等再交付申請書	第20条

第1号様式から第16号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。